

# 葛飾区の

# 子ども・子育て支援

～子育てしやすい「かつしか」へ～

平成27年3月

子育て支援部 制度改革担当課



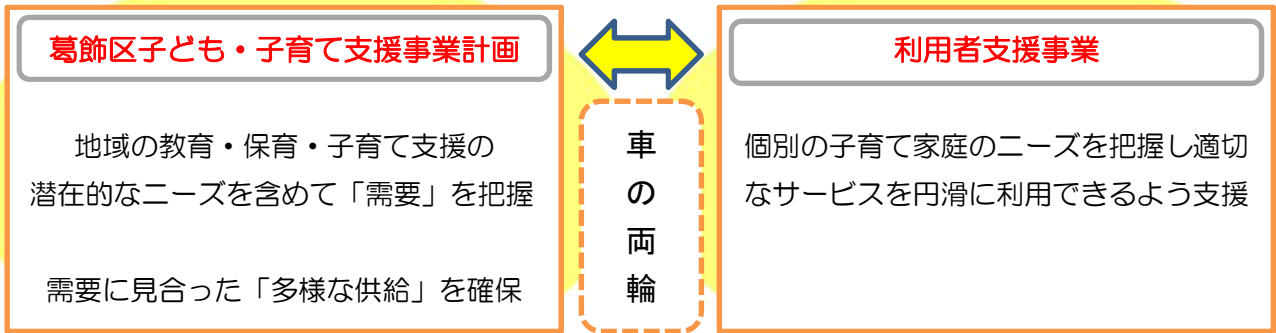
幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を

進めていく新しい 子ども・子育て支援制度 が

平成27年4月に本格スタートします！

# 新制度ではサービス利用の幅が広がります！

新しい「子ども・子育て支援制度」では、保護者の状況やお子さんの年齢に応じた多様な施設・事業を用意することにより、教育・保育や子育て支援の**選択肢を増やします**。そのため、保護者の状況やお子さんの年齢に応じ、利用できる施設・事業が異なります。多様な選択肢の中から、ご家庭の事情に応じた施設・事業が利用できるよう、利用者とサービスをマッチさせるための「**利用者支援**」も充実していきます。**利用できる主な施設・事業**は、以下のとおりです。



**妊産婦・子育て中の親子(相談)**

**利用者支援事業(助言・利用支援)**

## 利用できる主な施設・事業

保護者の状況	お子さんの年齢		
	0～2歳	3～5歳	小学生
仕事や介護などで子どもをみられない日が多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認可保育所</li> <li>●認定こども園</li> <li>●小規模保育</li> <li>●保育ママ</li> <li>●事業所内保育(※1)</li> <li>●居宅訪問型保育(※1)など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認可保育所</li> <li>●認定こども園</li> <li>●など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学童保育クラブ</li> <li>●など</li> </ul>
ふだん家にいて子どもと一緒に過ごす日が多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時預かり</li> <li>●子育てひろば</li> <li>●など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園</li> <li>●認定こども園</li> <li>●など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●わくわくチャレンジ広場(※2)</li> <li>●など</li> </ul>

※1 葛飾区では今後、事業の実施に向けて検討を進めます。

※2 わくわくチャレンジ広場は、学校によって利用できる対象学年が異なります。

# 新しい「子ども・子育て支援制度」って何？

平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、**子ども・子育て支援法**という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の**量の拡大**や**質の向上**を進めていく新しい**子ども・子育て支援制度**が平成27年4月に本格スタートします。

この新しい「子ども・子育て支援制度」は、以下のような**特徴**が挙げられます。

## 教育・保育の場の拡大

- 幼稚園・保育所に加えて、**認定こども園の普及**を図ります！
- 新たに**地域型保育**を創設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします！

施設等名・年齢	特徴	目標事業量（※）
幼稚園 (3～5歳)	● 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	<b>教育</b> 定員 <b>6,569人</b>
認定こども園 (0～5歳)	● 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 ● 保護者の就労状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けることができます。 ● 子育て支援の場も用意されていて、通園していなくても、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。	幼児期の学校教育も行う認定こども園の普及を図ります。 <b>保育</b> 定員 9,284人
認可保育所 (0～5歳)	● 就労などのため家庭での保育が困難な保護者に代わって保育をする施設	<b>9,885人</b> <b>27～29年度+601人</b>
地域型保育 (0～2歳)	● 少人数の単位で0～2歳のお子さんを預かる事業 小規模保育：定員6～19人      家庭的保育（保育ママ）：定員5人以下 事業所内保育：従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育      居宅訪問型保育：個別のケアが必要な場合などに保護者の自宅で1対1の保育	<b>地域型</b> 定員 157人 <b>801人</b> <b>27～29年度+644人</b>

※目標事業量は、計画策定時における「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」上の数値であり、今後変動する可能性があります。

## 支援の質の向上

新しい「子ども・子育て支援制度」は、「量」の面だけでなく、「質」の面からも充実を図り、より効果的な子ども・子育て支援を進めます。そのため、子どもたちがより豊かに育っていけるよう、子ども・子育て支援の**質の向上**を図ります。

＜主な改善例＞

- 幼稚園や保育所、認定こども園等の**職員配置の改善**をします！
- 幼稚園や保育所、認定こども園等の**職員の処遇改善**をします！
- 開所時間の延長などにより**学童保育クラブの充実**を図ります！



# 地域の子ども・子育て支援の充実

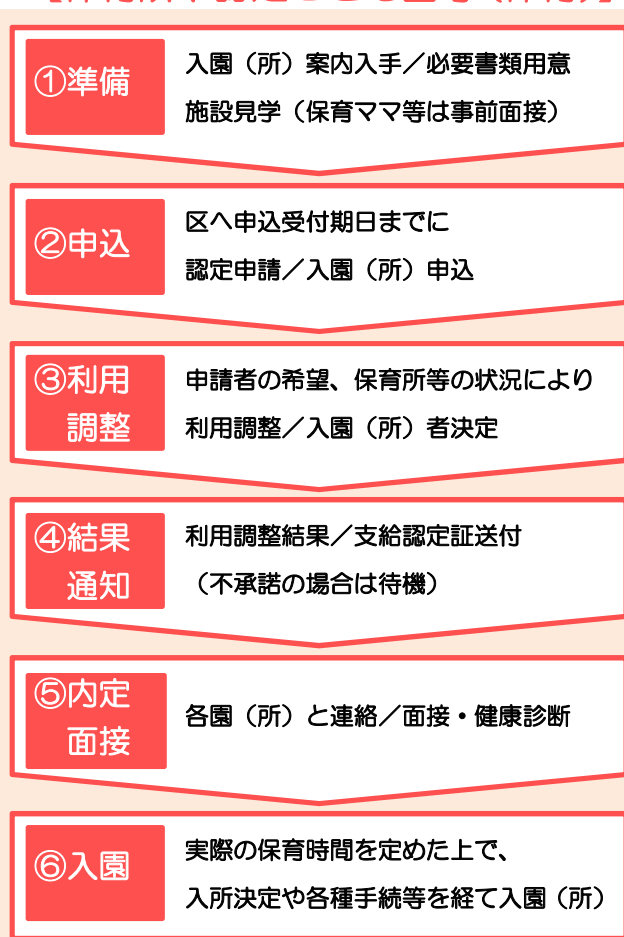
●新しい「子ども・子育て支援制度」は、共働き家庭だけでなく、**すべての子育て家庭を支援**する仕組みです。そのため、**地域の子育て支援**も、利用しやすく変わります！

主な事業	特徴	目標事業量（※）
利用者支援事業 （新規事業）	●利用者に身近な場所で子育て支援や母子保健に係る情報提供や相談、関係機関との連携等を実施します。	<b>27～31年度</b> 利用状況等を踏まえ <b>4～8 か所</b>
学童保育クラブ	●放課後保護者が家庭にいない小学生に遊び及び生活の場を提供する学童保育クラブを拡充します。	3,796人 → <b>4,896人</b> <b>27～31年度 + 1,100人</b>
子育てひろば	●子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点である子育てひろばを拡充します。	36か所 → <b>51か所</b> <b>27～31年度 + 15か所</b>
一時預かり事業	●保護者の仕事や通院、リフレッシュなどの場合に、一時的にお子さんを保育する一時預かりを拡充します。	26か所 → <b>42か所</b> <b>27～31年度 + 16か所</b>
病児・病後児保育事業	●子どもが病気中等で集団保育が困難な場合に、保育所等の専用室で保育する病児・病後児保育を拡充します。	9か所 → <b>10か所</b> <b>27～31年度 + 1か所</b>

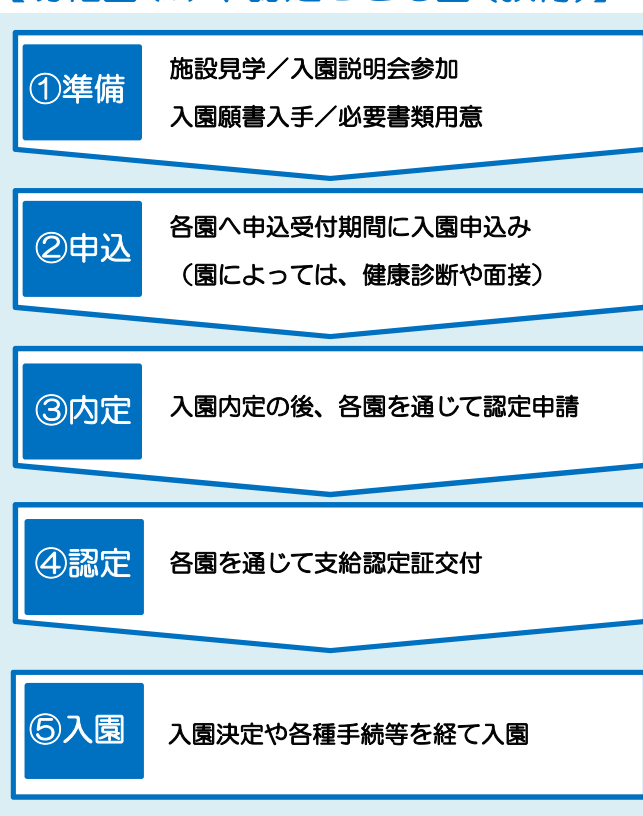
※目標事業量は、計画策定時における「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」上の数値であり、今後変動する可能性があります。

## 利用の流れ

### 【保育所や認定こども園等（保育）】



### 【幼稚園（※）や認定こども園（教育）】



※新しい制度に移行しない幼稚園の利用の流れは、従来とおりです。

# 利用のための「認定」って何？

## 3つの認定区分

- 新しい「子ども・子育て支援制度」では、施設等を利用するときに**利用のための認定**を受けていただく必要があります。利用のための認定には、**3つの認定区分**があります。

### 【3つの認定区分】

保育	区分	年齢	内容	教育・保育提供時間	利用先
必要無し	1号認定	満3歳以上	保育を必要とせず、幼稚園等での教育を希望する場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
必要有り	2号認定	満3歳未満	保育を必要とする事由があり、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間	認可保育所
	保育短時間			認定こども園	
	3号認定			保育標準時間 保育短時間	認可保育所・認定こども園 地域型保育

### 【保育を必要とする事由】

保育の必要性の事由	保育の必要量	備考
就労	標準時間・短時間	●最低基準は月48時間（目安として週3日かつ日中4時間）以上 ●育児休業中は入所希望月の翌月1日までに復職できる場合に申込み可
妊娠・出産	標準時間	●在籍できる期間は出産予定月をはさんで前後2か月（5か月間） ●出産休暇明けに復職予定の場合は、就労要件で申込み可
保護者の疾病・障害	標準時間	
同居親族等の介護・看護	標準時間・短時間	●別居の方を介護・看護している場合は、申請時に理由を記入
災害復旧	標準時間	
求職活動	短時間（※）	●入園（所）後3か月以内に就労証明書の提出が必要 ●就労開始が確認できない場合は退園（所）していただく場合あり
就学（職業訓練含む）	標準時間・短時間	●趣味の講座やカルチャースクール及びスクーリングのない通信教育は対象外 ●最低基準は月48時間（目安として週3日かつ日中4時間）以上
虐待やDVのおそれ	標準時間	
育児休業	短時間	●育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合に限られる
その他区長が認めた場合	標準時間・短時間	

※就労等の時間が月120時間以上の採用内定がある場合は標準時間となります。

### 【保育の必要量】

- 保育時間は、保育標準時間が11時間とされ、8時間の保育短時間制度が創設されます。
- 保育提供時間は、月120時間（就労等の時間）を保育標準時間の下限（保育標準時間と保育短時間の境）として、保育の必要量に応じて、**保育標準時間では1日あたり最大11時間まで、保育短時間では1日あたり最大8時間まで**となります。
- 保育短時間と認定された場合、園が定める**保育時間帯（原則午前8時30分～午後4時30分）**を超えて利用する場合は、原則保育標準時間となります。
- 保育短時間の保育料は、保育標準時間の保育料から約15%減額されます。

# 利用者の負担（保育料）はどのようになるの？

新しい保育料（利用者負担額）は、区民税額（所得割額）に応じて区が定めます。

なお、毎年9月が保育料の切り替え時期となり、8月分までは前年度の区民税額に基づく保育料の額、9月分からは当年度の区民税額に基づく保育料の額となります。

また、新しい保育料は、おおむね現行の幼稚園や保育所などの実質的な保育料（利用者負担額）の水準と同程度としております。

## 私立幼稚園・認定こども園（1号認定）

新しい「子ども・子育て支援制度」の開始により、新しい制度に移行する私立幼稚園及び認定こども園の教育部分（1号認定）の保育料は、所得に応じて区が定めることになりました（徴収は、各施設が行います。）。なお、移行しない幼稚園の保育料は、従来どおり各園で定めます。

### 【保育料基準額表】

階層	住民税額（区民税所得割額）	保育料（月額／単位：円）	
		3歳児	4歳児以上
A	生活保護世帯	0	0
B	住民税額非課税世帯	0	0
C	住民税均等割額のみ課税世帯	1,200	1,200
D1	住民税所得割額 44,400円未満	4,800	4,800
D2	44,400円以上 52,700円未満	6,300	6,200
D3	52,700円以上 77,100円未満	7,000	7,000
D4	77,100円以上 211,200円未満	11,400	11,400
E1	211,200円以上 256,300円未満	17,100	15,300
E2	256,300円以上	19,300	15,300



【備考】 ●上のお子さんが小学校6年生までのうち第2子は基準額の半額、第3子以降は無償となります。

●新しい制度の保育料が、現行の利用者負担額（園が定める保育料から補助金を差し引いた金額）よりも大きくなる在園児については、卒園までの間、現行の利用者負担額と大きく変わることがないように、経過措置を設けます。

●各園が毎月の保育料のほか、教員配置の充実を図るための特定負担額（上乗せ料金）や通園バス代などの実費負担額を徴収することがあります。

## 区立幼稚園

区立幼稚園の保育料も、所得に応じて区が定めることとされています。そのため、月額9,800円を上限に、所得に応じて保育料を決定します。なお、多子世帯の減免制度があります。

また、入園申請手数料として、入園時に別途2,000円が必要となります。

詳しくは、学務課学事係までお問い合わせください。



## 認可保育所・認定こども園（2・3号認定）・小規模保育・保育ママ等

新しい「子ども・子育て支援制度」の開始に合わせ、保育料の算定根拠を従来の所得税から区民税（所得割額）に変更します。このため、保育料の基準額表を見直しました。

### 【保育料基準額表】

階層	住民税額（区民税所得割額）	保育料（月額／単位：円）					
		3歳児未満		3歳児		4歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	住民税額非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C 1	住民税均等割額のみ課税世帯	1,900	1,700	1,300	1,200	1,300	1,200
C 2	住民税所得割額 5,000 円未満	2,400	2,100	2,000	1,700	2,000	1,700
C 3	5,000 円以上 15,000 円未満	3,100	2,700	2,700	2,300	2,600	2,300
D 1	15,000 円以上 44,400 円未満	6,700	5,700	5,600	4,800	5,600	4,800
D 2	44,400 円以上 52,700 円未満	8,300	7,100	7,300	6,300	7,200	6,200
D 3	52,700 円以上 61,000 円未満	9,400	8,000	9,300	8,000	9,200	7,900
D 4	61,000 円以上 79,000 円未満	15,400	13,100	10,900	9,300	10,800	9,200
D 5	79,000 円以上 97,000 円未満	19,100	16,300	12,700	10,800	12,600	10,800
D 6	97,000 円以上 115,000 円未満	21,500	18,300	14,300	12,200	14,200	12,100
D 7	115,000 円以上 135,000 円未満	23,600	20,100	15,800	13,500	15,700	13,400
D 8	135,000 円以上 155,000 円未満	25,500	21,700	17,000	14,500	16,900	14,400
D 9	155,000 円以上 175,000 円未満	27,500	23,400	18,200	15,500	18,000	15,300
D 10	175,000 円以上 200,000 円未満	29,200	24,900	19,500	16,600	18,000	15,300
D 11	200,000 円以上 225,000 円未満	31,000	26,400	20,700	17,600	18,000	15,300
D 12	225,000 円以上 250,000 円未満	32,500	27,700	21,600	18,400	18,000	15,300
D 13	250,000 円以上 275,000 円未満	34,200	29,100	22,600	19,300	18,000	15,300
D 14	275,000 円以上 300,000 円未満	35,700	30,400	22,600	19,300	18,000	15,300
D 15	300,000 円以上 325,000 円未満	37,200	31,700	22,600	19,300	18,000	15,300
D 16	325,000 円以上 350,000 円未満	38,500	32,800	22,600	19,300	18,000	15,300
D 17	350,000 円以上 375,000 円未満	40,000	34,000	22,600	19,300	18,000	15,300
D 18	375,000 円以上 400,000 円未満	43,400	36,900	22,600	19,300	18,000	15,300
D 19	400,000 円以上 450,000 円未満	48,900	41,600	22,600	19,300	18,000	15,300
D 20	450,000 円以上 500,000 円未満	53,700	45,700	22,600	19,300	18,000	15,300
D 21	500,000 円以上	57,500	48,900	22,600	19,300	18,000	15,300

【備考】 ●上のお子さんが小学校6年生までのうち第2子は基準額の半額、第3子以降は無償となります。

●時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、別途料金が掛かります。

●減収などの事由に該当する場合は、保育料の減額ができる場合があります。詳しくは、子育て支援課入園相談係までお問い合わせください。

# 葛飾区子ども・子育て支援事業計画

新しい**子ども・子育て支援制度への対応**や、**待機児童対策**など子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むため、**葛飾区子ども・子育て支援事業計画**を策定しました。

<b>計画期間</b>	平成27年度～平成31年度	
<b>基本理念</b>	子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、 <b>子どもの最善の利益</b> が実現される「かつしか」を目指していく。	
<b>計画閲覧場所</b>	区公式ホームページ・区役所・区民事務所・図書館・保育所・幼稚園・児童館など また、区役所3階区政情報コーナーにて有償配付（360円）もしています。	
<b>主な事業</b>		
<b>教育・保育の提供体制の充実</b>	<b>仕事と子育ての両立支援</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●認可保育所・認定こども園の設置・運営／予約入園</li> <li>●保育士の確保に向けた総合的な取組</li> <li>●小規模保育                      ●家庭的保育（保育ママ）</li> <li>●民有地マッチング事業</li> <li>●多様な主体の参入促進事業</li> <li>●学童保育クラブ事業／開所時間の延長</li> <li>●放課後子ども総合プランの推進</li> </ul>	<b>安全・安心まちづくりの推進</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●赤ちゃんの駅                      ●安全・安心情報メール</li> <li>●安心・安全な公園づくり</li> </ul>	
	<b>確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成</b>	
<b>在宅子育て家庭への支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●葛飾学力伸び伸びプランの推進</li> <li>●学校ICT環境の整備</li> <li>●いじめ・不登校への対応</li> <li>●幼保小の連携推進                      ●理数教育の充実</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時預かり事業                      ●子育てひろば事業</li> </ul>	<b>家庭・地域による子どもの育ち支援</b>	
<b>タイムリーな子育て情報の提供</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援情報の適切な提供</li> <li>●乳幼児とのふれあい体験事業</li> <li>●家庭教育講座</li> <li>●早寝・早起き、朝ごはんの推進</li> <li>●かつしかっ子ブック事業</li> </ul>	
<b>子育て世帯への経済的支援</b>	<b>児童虐待防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●多子世帯に対する経済的負担軽減の充実</li> <li>●児童手当等事業                      ●子ども医療費助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定妊婦電話相談事業</li> <li>●児童虐待通報電話受付事業</li> <li>●子育て支援ボランティア派遣事業</li> </ul>	
<b>母子の健康づくりの推進</b>	<b>障害児支援施策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊婦健康診査事業                      ●乳幼児健診</li> <li>●特定不妊治療費の助成                      ●母親健康診査</li> <li>●5歳児健康診査事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ</li> <li>●保育所等訪問支援事業</li> <li>●特別支援教育の充実</li> </ul>	
<b>相談支援体制の充実</b>	<b>ひとり親家庭に対する支援の充実</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者支援事業（子育ての様々な相談など）</li> <li>●子どもと親に対する相談・支援の実施</li> <li>●就学前の子どもの発達相談</li> <li>●こんにちは赤ちゃん訪問事業</li> <li>●母親学級・パパママ学級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭の総合支援の実施</li> </ul>	

## 【各種お問い合わせ先】

- 保育所等の入園や保育料等に関すること      子育て支援課入園相談係      03（5654）8278～9
- 私立幼稚園、地域型保育等に関すること      子育て支援課子育て支援係      03（5654）8297
- 区立幼稚園に関すること                      学務課学事係                      03（5654）8457
- 計画・制度全般に関すること                  育成課計画推進係                  03（5654）8595